

しずおか地域クラブ活動（個別認定クラブ）運営団体募集要項

第1章 総則

1 趣旨

国は、少子化の進行や教員の働き方改革の必要性の高まりなどを背景に、部活動の地域展開を推進しています。

静岡市（以下「市」という。）においても、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に身近に親しめる環境を確保するため、中学校における部活動に代わる新たな活動の場として、2027年9月から「しずおか地域クラブ活動」を本格的に実施します。

「しずおか地域クラブ」では、地域指定種目クラブ（市が指定する複数の指定種目を統括して運営する団体（統括団体）により設置するクラブ）と、個別認定クラブ（地域指定種目クラブを補足し、中学生の多様な希望に応じた活動機会を提供する、営利を主たる目的としないクラブ）の2種類のクラブを設けます。

個別認定クラブの設置の仕方については、民間企業、団体等が任意で設置するクラブのうち、市が定める認定要件を満たしたクラブを市が認定することで、個別認定クラブとします。

ついては、「しずおか地域クラブ活動」における個別認定クラブを適切かつ継続的に運営できる団体等を募集します。

2 募集の目的

本募集は、「しずおか地域クラブ活動」における個別認定クラブを適切かつ継続的に運営できる団体等を募集し、市が定める要件に基づき認定することを目的とします。

第2章 個別認定クラブについて

1 認定期間

- ・2026年度は、認定の日から2027年3月31日までとします。
- ・2027年度以降は、年度初めから年度末までの1年間とし、年度ごとの更新制とします。
- ・更新については自動更新とし、活動の休止や認定の取消しを申し出る場合は、原則、前年度の12月までに申し出てください。

2 対象者

静岡市内に居住する全ての中学生を主な対象とします。市立中学校以外の中学生も参加可能です。

また、クラブの活動内容等により、参加者に小学生や高校生等を含めるなど、クラブを設置する団体等が柔軟に設定することができます。

3 活動の範囲

活動範囲は静岡市内とし、地域指定種目クラブのようなエリア又はブロックは設定しません。

4 定員

運営団体において定めてください。

5 保護者負担金

個別認定クラブの保護者負担金については、特に市が金額の上限や目安を設けることはしませんが、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額としてください。

6 活動場所

- ・学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、民間事業者等有する施設その他安全に活動できる場所を使用してください。
- ・活動場所の確保及び利用に必要な手続は、原則として運営団体が行ってください。
- ・市立小・中学校施設の使用を希望することができます。ただし、地域指定種目クラブの使用を優先すること、施設・設備の状況等を踏まえて使用の可否を判断することなどから、希望に沿えない場合があります。

7 活動日数・活動時間

- ・活動日数は、週当たり5日以内（土日以外の曜日4日以内、土曜日及び日曜日のいずれか1日以内）とします。この範囲内で、目安として、最低でも週1日以上実施してください。
- ・夏季休業及び冬季休業にそれぞれ1週間程度の休養期間を設定してください。
- ・活動時間は、平日1日当たり2時間、土曜日、日曜日及び国民の祝日は1日当たり3時間、週当たり最大11時間を目安とします。
- ・学校施設の使用可能時間は以下のとおりです。最終的な活動日時の決定に当たっては、市及び学校と協議します。第2章6で記載したとおり、地域指定種目クラブの使用を優先すること、施設・設備の状況等を踏まえて使用の可否を判断することなどから、希望に沿えない場合があります。

平日：16時15分から19時まで（準備や打合せ、片付けを含む。）

土曜日、日曜日及び国民の祝日：8時から18時まで

- ・学校施設以外を使用する場合は、活動の終了時刻を21時以前とします。

第3章 応募条件、欠格事項及び認定要件

1 応募条件

- (1) 法人その他の団体であること。法人格の有無は問いません。
- (2) 静岡市内で継続的に活動を実施できること。
- (3) 活動の実施に必要な運営体制及び指導体制を確保できること。
- (4) 市が指定するポータルサイト及び保護者との連絡・コミュニケーションツールを使用できること。
- (5) 複数の団体による共同申請の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、代表団体、各構成団体の役割及び責任分担を明確にすること。
 - ア 代表となる団体を定め、その団体を代表構成員として扱う。
 - イ 他の団体は、当該共同事業体のその他構成員として扱う。
 - ウ 単独で応募した団体は、他の個別認定クラブの共同事業体の構成員になることはできない。
 - エ 構成員は、複数の共同事業体の構成員を兼ねることはできない。
 - オ 共同事業体を構成する全ての団体が、第3章1（1）～（3）までの条件を満たすこと。
 - カ 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。

2 欠格事項

次のいずれかに該当する団体等は応募できません。

- (1) 直近1年間において、市税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有している場合
- (3) 法令上の重大な問題を抱えている場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続中であり、活動を適正に実施することが困難と認められる場合
- (5) その他、市長が運営団体として適当でないと認める場合

3 認定要件

(1) 基本要件

国のガイドラインにおいて、地域クラブ活動の認定要件として7点が示されているため、これらを準用し、個別認定クラブの基本要件を以下のとおりとします。

各基本要件の具体的な確認事項は別紙1を参照してください。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な保護者負担金が設定されていること。
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われる体制が確保されていること。

(2) 基本要件以外の認定要件

しずおか地域クラブ活動のうち、地域指定種目クラブで対応しにくいニーズを補足し、市内中学生の多様な活動機会の確保に寄与する種目等のクラブとして、基本要件に加えて、以下を認定要件とします。

この認定要件に該当するかどうかを確認するための具体的な項目は以下のとおりです。

【スポーツ】

「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」（例：ヨガ、ピラティス、筋力トレーニングなど）ではなく、かつ、次のいずれかに該当すること。

① 「必須指定種目(※)」以外の種目である

《認定例》

ボウリング、スケートボード、弓道など

※必須指定種目：サッカー、バスケットボール、バレーボール、ダンス、バドミントン、陸上、野球、ソフトテニス、卓球、総合スポーツの10種目。

② 「必須指定種目クラブ」では対応しにくい特定のニーズに対応している

《認定例》

女子サッカー、女子野球、障害者向けスポーツ（車いすバスケ、ブラインドサッカー）など

※選択指定種目は認定対象とする。（剣道、柔道、ハンドボール、フットサル、空手、硬式テニス、ソフトボール、新体操、ドッジボール、体操、ラグビーの11種目）

【文化芸術】					
「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」（例：個人ピアノ教室、学習塾など）ではなく、次の①、②に該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当すること。					
① 必須指定種目（吹奏楽）以外の種目である					
② 大会、発表会、競技会、地域行事等に参加し、成果を発表・披露する機会がある					
③ 地域の伝統文化、伝統芸能、文化資源等の継承や普及に資する					
④ 日常的にクラブの会員同士で相互交流の機会がある（作品等の講評、合同制作、対局・対戦、研究会等）					
※②～④に該当するかどうかは、「(仮称)個別認定クラブ判定会」を設置し、申請内容を個別に精査した上で判断します。					
≪認定例≫					
種目	①	②	③	④	認定可否
合唱	○	○	×	○	可
演劇	○	○	×	○	可
書道	○	○	×	×	「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」に当たる場合は否
囲碁・将棋	○	○	×	○	可
競技かるた	○	○	×	○	可
茶道・華道	○	○	○	○	可
神楽	○	○	○	○	可
太鼓	○	○	○	○	可
そろばん	○	○	×	×	「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」に当たる場合は否

第4章 補助金

1 補助の目的

個別認定クラブの運営団体には、地域クラブ活動へ転換後、部活動になかった種目にも継続的に取り組むことができるよう、持続的かつ安定的な運営が求められます。

また、国のガイドラインでは、団体の主な収入である保護者負担金について、「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」と示されています。

そのため、静岡市は、団体の持続的、安定的な運営を支援するとともに、保護者の負担を軽減するため、個別認定クラブの運営団体に対して、補助金を交付します。

なお、補助金は議会の議決を経た上で交付します。

2 補助の概要

運営団体には、保護者負担金の軽減を目的とした団体への補助金を交付します。

具体的には、運営団体は、運営団体の活動の維持・運営に必要な経費を踏まえ、参加者の負担が可能な限り低廉となるよう、参加者1人当たりの月額活動費用を設定します。

静岡市は、運営団体が設定した1人当たりの月額活動費用の1/2の額を運営団体に補助します。ただし、補助の上限額は2,500円とします。

運営団体は、あらかじめ設定した月額活動費用の額から市の補助額を差し引いた額を、月額保護者負担金として保護者に請求します。

例えば、運営団体が月額活動費用を6,000円と設定した場合、運営団体は、市から1/2の額3,000円の内、補助上限額の2,500円を受け取り、保護者から徴収する月額保護者負担金は差額の3,500円となります。

なお、補助の交付は、参加者が5人以上のクラブの場合に限ります。

第5章 応募手続

1 募集スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表	2026年9月16日
応募受付期間	2026年9月16日～10月26日
質問受付期間	2026年9月16日～9月25日
質問に対する回答期限	2026年9月30日
審査結果の通知	2026年11月6日
認定結果公表	2026年11月19日

2 応募方法

応募は、静岡市ホームページに掲載する電子申請システムにより受け付けます。

応募者は、電子申請システムに必要な事項を入力するとともに、「4」に掲げる提出書類を電子データにより添付し、期限までに提出してください。

3 応募期限

2026年10月26日（月）まで

4 提出書類

- (1) 個別認定クラブ事業計画書（様式1）
- (2) 個別認定クラブ収支計画書（様式2）
- (3) その他添付書類（共同事業体の場合は、構成員となる全ての団体のもの）
 - ア 定款、規約又は会則等
 - イ 役員名簿
 - ウ 直近1年分の貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類
 - エ 市税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
 - オ 共同事業体で応募する場合は、共同事業体の構成員を記載した書類

第6章 審査及び認定

1 審査方法

市は、電子申請システムにより提出された申請内容及び提出書類を確認し、必要に応じて質問、ヒアリング又は現地確認等を行います。その上で、(仮称) 個別認定クラブ判定会において認定要件への適合状況を審査し、認定又は不認定を決定します。

2 審査結果の通知及び公表

認定又は不認定の結果は、申請者に書面で通知します。

認定した個別認定クラブについては、クラブ名、運営団体名、活動内容、活動場所、活動日時、保護者負担金等を市ホームページ及びポータルサイトで公表します。

3 認定の取消し

市は、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 市の指導助言等によっても改善を期待することができないとき。
- (3) 運営団体から認定取消しの申出があったとき。
- (4) 認定要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他、市長が個別認定クラブとして不適当と認めたとき。

第7章 認定後の手続

- ・認定を受けた運営団体は、市の案内に従い、ポータルサイト及び保護者との連絡・コミュニケーションツールに必要な情報を登録してください。
- ・申請内容のうち、認定に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。
- ・活動を休止し、又は廃止する場合は、12月までに市へ届け出、又は認定取消しを申し出てください。

- ・補助金の交付を希望する場合は、後日公開する市が別に定める補助金交付要綱に基づき申請してください。

第8章 活動開始後の責任及びリスク管理

1 法令等の遵守

関係法令、国のガイドライン、しずおか地域クラブ活動運営方針、本要項、認定要件の具体的な確認事項その他市が定める事項を遵守してください。

2 安全管理

参加者及び指導者の安全確保を最優先とし、事故防止及び安全管理に必要な措置を講じてください。

3 事故等への対応

事故、災害その他緊急事態が発生した場合は、適切な応急対応を行い、速やかに保護者及び市へ報告してください。

4 保険

しずおか地域クラブ活動の参加者の保険については、市が取りまとめて加入し、その保険料は市が負担します。

ただし、事故発生時の初動対応、市への報告及び手続への協力は運営団体において行ってください。

指導者等については、運営団体において適切な保険に加入してください。

5 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に関する法令等を遵守してください。

6 報告及び市の確認

市が求める実績報告その他必要な書類を提出し、市が行うヒアリング、現地確認、調査等に協力してください。

7 事業継続が困難となった場合

活動の継続が困難となるおそれが生じた場合は、速やかに市へ報告し、参加者への影響を最小限とするため市と協議してください。

第9章 その他

- ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出書類は、審査、認定、情報公開その他法令に基づく事務に使用する場合があります。
- ・本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、市と運営団体が協議して定めます。

添付書類

別紙1 個別認定クラブの基本要件の具体的な確認事項

様式1 個別認定クラブ事業計画書

様式2 個別認定クラブ収支計画書

しずおか地域クラブ活動運営方針（2026年3月）

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（2025年12月）

個別認定クラブの基本要件の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

＜確認事項＞

- 中学生※₁の自主的・主体的な参加による活動※₂であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 静岡市内に居住する中学生を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から中学生を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する中学生を広く受け入れること。※₃

※₁ 中学生を主な対象とするが、小学生や高校生等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※₂ 小学生・中学生へのアンケート調査や中学生によるワークショップ、中学生による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど中学生のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、中学生のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※₃ 部活動の地域展開は、障害のある中学生や運動・文化芸術活動が苦手な中学生等を含め、全ての中学生がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- 活動日数は、週当たり 5 日以内（土日以外の曜日 4 日以内、土曜日及び日曜日のいずれか 1 日以内）とし、目安として、最低週 1 日以上実施すること。
- 長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））にそれぞれ 1 週間程度の休養期間を設定すること。
- 活動時間は平日 1 日当たり 2 時間、土曜日及び日曜日及び国民の祝日 1 日当たり 3 時間、週当たり最大 11 時間を目安とすること。
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定・公表することに同意すること。

- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な保護者負担金が設定されていること。

- 地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運

営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な保護者負担金が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加中学生同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。※1
- 静岡市が定める研修を必ず受講し、静岡市に登録された指導人材が活動に携わること。※2
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。※3

※1 こども性暴力防止法に基づく認定制度の活用も含め、指導人材による不適切行為の防止を徹底。誓約の方法については、決定し次第市から通知する。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、決定し次第市から通知する。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、運営団体の職員等による巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- 中学生の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、市や学校と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 中学校を使用する場合には、静岡市、中学校等と協議を行い、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化すること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 指導人材が自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入すること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- 運営団体において、少なくとも次の内容を含む規約等を作成していること。また、関係法令を遵守するとともに規約等に基づき適切な運営が行われていること。※1
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※2）の選任・解任に関すること。
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。

・ 予算・決算の審議・承認に関すること。

- 公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うこと。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。※3
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。

※3 運営団体が非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、収支計画書において保護者負担金等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認する。

⑦ 学校等との連携が適切に行われる体制が確保されていること。

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を中学生の在籍する中学校等と共有すること。
- 中学生の活動状況や活動実績等について、中学生の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 静岡市が中学校と連携して中学生・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や指導を希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、静岡市や中学校との必要な連絡調整を行うこと。